

# 岐阜県公報

## 目次

### 規 則

岐阜県公衆浴場入浴料金審議会規則

(生活衛生課)

ページ  
一

## 規 則

岐阜県公衆浴場入浴料金審議会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十号

岐阜県公衆浴場入浴料金審議会規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、岐阜県公衆浴場入浴料金審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、公衆浴場の入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項を調査審議する。

### (組織)

第三条 審議会は、委員十二人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、必要の都度、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
  - 二 関係行政機関の職員
  - 三 公衆浴場の利用者の意見を代表する者
  - 四 公衆浴場の経営者の意見を代表する者
- 3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。
- (会長)

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる  
ときは翌日

平成二十五年四月一日

第四条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、健康福祉部生活衛生課において処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一  
岐阜文芸社